

那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定支援業務委託仕様書

1 業務委託名

那須南病院整備基本構想策定及び経営強化プラン策定支援業務委託（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、南那須地域唯一の一般病床を有する公立病院であり、良質で安全・安心な医療を提供するための拠点となる新たな那須南病院の整備について、新病院のあり方、担うべき機能や規模、事業手法などの新病院の整備に必要となる基本構想の策定を目的とする。

また、経営強化プラン策定支援業務については、総務省から示されている「公立病院経営強化ガイドライン」を基に策定することとし、本プランでは社会情勢の変化、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化や医師等の医療従事者不足、新型コロナウイルス等の感染症拡大時における公立病院の果たす役割の再認識、その他公立病院を取り巻く課題を踏まえ、今後も南那須地域の公立病院として持続可能な医療体制を提供するため、委託により策定するもの。

3 履行期間

- (1) 整備基本構想策定業務 契約締結日の翌日から令和6年12月28日まで（2か年継続事業）
- (2) 経営強化プラン策定支援業務 契約締結日の翌日から令和6年3月28日まで

4 履行場所

栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院

5 業務内容

(1) 整備基本構想

ア 那須南病院を取巻く環境の分析と課題の検証・考察・提言

- ① 那須南病院の現状
- ② 人口動態と患者数の将来予測
- ③ 医療圏及び近隣医療圏の状況（救急医療体制の現状分析と救急医療体制維持のための方策等）
- ④ 当院を取巻く内部・外部環境分析、課題の検証
- ⑤ 地域住民アンケートの実施（那須烏山市及び那珂川町の約12,000世帯を対象とする）

※令和5年8月1日時点の総数：那須烏山市10,367世帯、那珂川町5,898世帯 計16,265世帯のうち、地区自治会への加盟世帯を対象とする。

イ 新病院の基本方針等の策定

- ① 新病院の果たすべき役割、方向性
- ② 新病院において実施する医療の基本方針（コンセプト、重点機能、5疾病6事業等）
- ③ 新病院に求められる診療機能（診療内容、病床機能、適正規模等）
- ④ 整備及び手法の精査（候補選定の考え方、計画、概算費用等）
- ⑤ 新興・再興感染症に対応するための方策

※別途貸出しを行う「令和2年3月策定の那須南病院大規模改修基礎調査等報告書」を参考とすること。

ウ 新病院の概算事業費及び収支シミュレーション

エ 整備スケジュールの検討

- ① 整備手法（事業方式の比較及び敷地建設地等の検討）

② 整備スケジュール（事業方式に基づく事業スケジュールの検討）

オ 整備基本構想検討委員会開催支援

① 会議資料の作成

② 会議等への出席及び説明（５回程度）

③ 会議録の作成

カ パブリックコメント手続支援（基本構想策定時１回実施）

（２）経営強化プラン

ア 経営強化プラン策定支援

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和６年度から令和９年度までを計画期間とした公立病院経営強化プランの策定支援を行うこと。

イ 業務内容

① 病院の経営分析

② 診療統計分析

③ 経営形態分析

④ 働き方改革の基本方針

⑤ 院内会議などへの参加・報告業務

⑥ 経営改善に向けた助言・提言等業務

ウ その他

① 経営強化プラン検討委員会（仮称）等に提出する会議資料の作成等の支援を行うこと。

② その他、経営改善に向けた目標値の設定、パブリックコメントの実施の支援など、業務遂行のために必要と認められることの支援を行うこと。

６ 実施体制

（１）訪問回数等

ア 那須南病院整備基本構想検討委員会（仮） ５回程度

イ 経営強化プラン検討委員会（仮） ３回程度

ウ 事務局との打ち合わせ 月１回程度（訪問又はWEB）

（２）統括責任者の配置

本業務に精通し、十分な知識と経験を有するものとして、本業務等類似業務の経験を有する者を配置すること。

（３）主担当の配置

必要な専門知識及び経験を有する者を主担当（中心となって基本構想及び経営強化プランの策定を担う者）として配置すること。また、必要に応じて、特定業務分野の専門性を有する者や主担当を補助する役割を担う者等として副担当を配置すること。

（４）その他実施体制に関する事項

ア 受託者は、本件業務を履行するにあたり、一人のみの配置ではなく、統括責任者及び主担当を含めた２名以上の実施体制を整えること。

イ 業務の内容ごとに、専門性を有する者を主担当に変更することは可能である。ただし、受託者はいかなる場合でも、業務に従事する主担当を変更するときは、事前に書面をもってその旨を委託者へ通知し、委託者の承認を得るものとする。

ウ 委託者は、配置された受託者の職員（統括責任者・主担当・副担当）が不適格な者であると認めるときは、受託者に改善の要求又は当該職員の交代を求めることができる。

7 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託又は委任し、若しくは請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託又は委任し、若しくは請け負わせようとするときは、あらかじめ当病院の承諾を受けなければならない。ただし、軽微な部分については、この限りではない。

8 病院内に立ち入る場合の注意事項

受託者が病院内に立ち入る場合、病院内においては名札等により身分を明確にすること。

9 情報セキュリティポリシーの遵守

業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法令、南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例等を遵守すること。

10 提出書類

受託者は本業務の遂行において、次の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、病院の承認を得なければならない。

- ① 業務着手
- ② 業務実施計画書検討業務内容
- ③ 業務委託工程表
- ④ 業務主任技術者及び照査技術者選任（変更）通知書
- ⑤ 業務完了通知書
- ⑥ 業務目的物引渡申出書
- ⑦ その他必要な書類

11 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、委託者と協議の上、決定する。

（1）基本構想

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ① 整備基本構想【素案】・概要版 | 【提出期限：令和6年3月】 |
| ② 整備基本構想【原案】・概要版 | 【提出期限：令和6年8月】 |
| ③ 整備基本構想（100部）・概要版（100部） | 【提出期限：令和6年12月】 |

（2）経営強化プラン

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 経営強化プラン【素案】 | 【提出期限：令和5年12月】 |
| ② 経営強化プラン（100部） | 【提出期限：令和6年1月】 |

（3）その他（上記に係る電子データ（CD-ROM 1部））

- | | |
|-----------|----------------|
| ① 整備基本構想 | 【提出期限：令和6年12月】 |
| ② 経営強化プラン | 【提出期限：令和6年3月】 |

12 成果品の瑕疵

受託者は本業務の完了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに委託者の指示に基づき、成果品の訂正を行わなければならない。

13 業務委託料の支払い

業務委託料は、業務完了届を提出し、検査合格後、請求書に基づき請求日から30日以内に支払うものとする。

14 著作権の帰属

受託者は、本業務の成果品及び本業務を実施する過程で作成したすべての原稿及び写真、データ等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条と28条に定める権利を含む。）を含む一切の権利を病院に帰属するものとする。

15 その他

本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については、当病院と協議の上これを決定する。